

(公財) 日教弘高等学校等給付奨学金事業
2025 (令和7) 年度 山梨支部高等学校等給付奨学金事業募集要項

1 応募資格

- (1) 県内の高等学校に在籍し、意欲的に学習しているもの。
- (2) 意欲的に学習に励みながら経済的に厳しい状況にあるもの。

2 給付奨学金の内容

- (1) 給付奨学金は、在学期間を通して1回とする。
- (2) 給付奨学金は、一人5万円とし返還の義務は負わない。
- (3) 1校2名を採用する。
- (4) 給付奨学生が、次のいずれかに該当すると認められるときは、給付奨学金の全部または一部を返還しなければならない。
 - ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき
 - ② 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
 - ③ 休学、転学、留年の事由が適当でないとき
 - ④ 在校する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
 - ⑤ その他、奨学生として適当でないとき

3 募集期間

2025 (令和7) 年4月1日 (火) ~ 5月23日 (金) 当日消印有効

4 申請方法

公益財団法人日本教育公務員弘済会HP山梨支部のページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ必要書類を添付し郵送にて提出する。

(<http://www.nikkyoko.or.jp/company/yamanashi/dl.html>)

[提出書類]

- ア 高等学校等給付奨学生申請書 (給奨学 様式1)
- イ 高等学校等給付奨学生推薦書 (給奨学 様式4)

5 選考・選考結果

教育振興事業選考委員会で選考を経て、日教弘本部理事長が採用を決定し、7月中に、書面にて学校長をとおして申請者に通知する。

6 給付方法

- (1) 給付を決定した奨学金を当該学校が指定した口座に振り込み、学校長から奨学対象生徒に交付する。
- (2) 奨学金の交付を受けた者は、直ちに「給付奨学金受領書」を提出する。

7 成果の報告

奨学生は、給付奨学金受領年度の2月末日までに在学する学校を経て、「給付奨学生成果報告書」(給奨様式13)を当支部に提出しなければならない。

【問い合わせ・申請書類送付先】

(公財)日本教育公務員弘済会山梨支部

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7教育会館4階

Tel:055-222-3468 Fax:055-288-8126

E-mail:yamanashi@nikkyoko.or.jp

